

保育士 就職準備金貸付制度のご案内

就職準備金貸付制度とは

潜在保育士(保育士資格を有する方であって、保育士として勤務していない方)が、保育士として保育所等に勤務することが決定した場合、就職準備金の貸付けを行い、潜在保育士の掘り起こしを促進することを目的としています。



対象者 次の要件のいずれも満たしている方となります

- ① 保育士取得後1年以上経過し、保育士登録している方。
- ② 県内の保育所等に新たに勤務する方。
- ③ 保育所等退職後1年以上経過しているか、勤務経験のない方。
- ④ 県内の保育所等に週20時間以上勤務する予定である方。

貸付額 40万円以内
(1回限り)

利子 無利子

連帯保証人 1名必要

返還免除 県内の保育所等で2年間継続して保育士業務に従事した場合、貸付金の全額が免除となります

申込方法 郵送またはご持参の上、下記までお申し込みください

お問合せ先
申込先

社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会
〒260-8508 千葉市中央区千葉港4番3号 TEL 043-244-2945
千葉県社会福祉協議会ホームページ <http://chibakenshakyō.net/>

